

秋田県告示第195号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成31年4月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
秋田市雄和相川字後野171の1、172、173、175、176の1、177から179まで、181、182、185、186、255の1、字向田表213の1、215から221まで、222の1、224の1、225の1、226の1、237の1から237の3まで、239から262まで、264から274まで、275の2、276から279まで、280の1、280の2、281、282、283の1、283の2、293
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向田表237の2・242・247・280の2・281（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第196号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成31年4月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
北秋田市浦田字五郎助33の2、字沼ノ岱21の2、字稲荷沢31の8、31の11、32の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）